

福岡県改修工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称

延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事

2. 工事場所

行橋市大字上津熊125番地

3. 工事概要は別紙（仕上表）による。

4. 別途工事

5. その他

II 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」及び「建築改修工事監理指針（平成31年版）」による。
ただし、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年度版）」及び「建築工事監理指針（平成31年版）」による。

2. 特記仕様

1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は ○印のついたものを適用する。
○ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○ 印と ※印のついた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
4）特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
5）形状寸法の単位は特記なきがぎり、ミリメートルとする。

章

項目

特記事項

①. 適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。
（1）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）による。
（2）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（3）「公共木造建築工事標準仕様書 平成31年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（4）「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

②. 補足基準等

1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
（1）「建築構造設計基準 平成30年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（2）「建築工事標準詳細図 平成28年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（3）「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」 建設大臣官房営繕部監修
（4）「擁壁設計標準図 平成12年版」 建設省大臣官房官庁営繕部監修
（5）「建築工事監理指針 令和元年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（6）「建築改修工事監理指針 令和元年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（7）「建築工安全施工指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（8）「解体工事安全施工指針」 建設業労働災害防止協会
（9）「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
（10）「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会）
（11）「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのば露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会
（12）「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成8年版)」建設大臣官庁営繕部監修
（13）「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会
（14）「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（16）「補装工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（15）「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集
（17）「黒板、畳、複工事の手引き」 福岡県建築都市部編集

③. 適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）～（4）の順番とする。
（1）質問回答書 （2）から（5）に対するもの）
（2）現場説明書
（3）特記仕様書
（4）図面

④. 現場に常備する図面等

上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。

⑤. 工事実績等の登録

請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、（-財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、（-財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。
問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅3-11-28博多サンシティビルⅡ6F（-財）日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486（1.1.4）

⑥. 施工体制台帳

※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に設置置くとともに、その写しを監督員に提出すること。
工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。（1.1.12）

⑦. 文化財その他の埋蔵物

⑧. 実施工程表

概成工期（平成 年 月 日）（1.2.1）

⑨. 工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。（1.2.4）
下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原稿は撮影業者が保管する。）
区分分類規格部数原稿の大きさ備考
※着工前※カラー※サービス版※1部24×36以上又はデジタル画像監督員の承諾する撮影者（原稿提出不要）
※施工中※カラー※サービス版※1部24×36以上又はデジタル画像監督員の承諾する撮影者（原稿提出不要）
※完成時※カラー※サービス版※1部※100×125以上※モノクロ※サービス版※2部※24×36以上※モノクロ※2部※24×36以上監督員の承諾する専門業者
注記撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者（着工前、施工中）、監督員の承諾する専門業者（完成）とする。
電子データはRGB（フルカラー）、JPEG形式最高画素としCD-Rで提出する。
デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上
各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板（工事名、撮影箇所、年月日等記入）、スケール等をあて撮影する。建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第2版による。
※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。）※適用しない（1.3.3）

⑩. 施工条件

（施設を使用しながらの施工）（1.3.5）

⑬. 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、（1.3.7）
建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

⑭. 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による。・する ○しない）

⑮. 工事に伴う建設副産物の処理について

建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年6月31日法律第104号）」規定されている事項については、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成16年6月12日付閣僚第1号）」による。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施報告書等を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）
・がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊）
・木くず
・建設発生土
・汚泥
指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日策定）」により実施する。
建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。
その他の副産物
・廃プラスチック・ガラス、陶磁器くず・廃石こうボード・金属くず・繊維くず
特別管理産業廃棄物
・廃石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。
・廃PCB等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※参考受入場所は現場説明書による（1.3.12）

⑯. 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。（1.3.11）

⑰. 再資源利用（促進）

⑱. 建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。
なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。
福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。
標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。（1.4.1）

⑲. 施工数量調査

調査項目

調査範囲

調査方法

報告書・数量書

外壁劣化調査外壁全体目視及び打診※2部※1部※2部※2部※2部

※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。（1.5.2）（1.5.3）

⑳. 技能士

適用工事

工事種別

技能検定職種

備考

・鉄筋工事鉄筋施工
・コンクリート工事型枠施工
・木工事建築大工
○左官工事左官
○塗装工事塗装
○屋根及び幅工事建築板金
・内装工事内装仕上げ施工
・内装工事塗装
・金風工事内装仕上げ施工（銅製下地）
・植栽工事造園 請負額 300万以上

見本施工の実施箇所（）工種（）（1.5.5）

21. 施工の検査等

室内空気中化学物質の濃度測定・行う・行わない
ホルムアルデヒド測定の数値数・4力所
VOC測定の数値数
測定対象室
※現場説明書による・図示
測定位置、方法については、測定前に監督職員に確認する。
測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照
※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日告示第60号）に基づきVOC等の測定を行う。（1.5.9）

22. ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定

㉑. 完成図等

種類

提出形式

部数

完成図※設計図一式※二つ折り青焼き又は白焼き製本（A1）※CADデータ（JWW又はDXF又はFSC）※TIFデータ（竣工図電子データ作成要領による）※1部・（）部
総合図※一式※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3）※1部・（）部
施工図※建屋全体※平面図※建築※基礎及び種（）※1部・（）部
作図図※家具図・（）※二つ折り青焼き又は白焼き（適宜：A1又はA3）※1部・（）部

（注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。

24. 保全に関する資料

「繕仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。
国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」
建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（（財）建築保全センター発行）
提出部数※2部・（）部
保全に関する説明書：※建物概要及び内部仕上げ表※施工者一覧表
※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項

25. 設計GL

※図示による・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による

㉒. 過積載の防止

ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出りさせないこと。

27. 解体等工事の範囲

解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。
・建築物・地上部・地下部・杭・（倉庫）・（付属構造物・貯油槽・杭・（キュービクル基礎）
・電気設備・建物内配管配線・電気設備機器・（建物への引込線・敷地への引込線（廃止）
・建物内配管配線・衛生設備機器・（建物への引込管・敷地への引込管（玉下ろし）
・建物内配管・空調設備機器・（建物内風道・建物内配管・ガス設備機器・（建物への引込管・敷地への引込管（廃止）
・屋外付帯・門扉・塀、フェンス・舗装（植栽（）
・有害廃棄物の処理・廃PCB・特定フロンガス・廃石綿等・（什器、備品類等の撤去・各種残留物等の除去は下表による。 ※を標準とする。
区分建築物管理者工事請負者
アスベスト含有建材※
オイルタンク内のオイル※
ビット（浄化槽、便槽）汚泥※
使用されていた酸、アルカリ、薬品等※
毒害系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物※
フロン、ハロン使用機器※
PCB使用機器※

28. 敷地に関する調査

・敷地内障害物の調査・敷地内配管、配線の調査・地下水位の調査

⑲. 原形復旧

工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。

30. 設備工事との取合い

※施工区分表による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・（

31. 風速及び地表面粗度区分

風速（・34m/秒・）（各章共通）
地表面粗度区分（ⅠⅡⅢⅣ）

㉑. 接着剤

ホルムアルデヒド放散等級（※F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆）（各章共通）

33. 総合図での調整

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。
参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。
竣工後（※2・1）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

① 足場その他

手すり先行足場について

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中枝及び両面横木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場※脚立、足場板等・（（2.2.1）
外部足場※枠組足場○くさび緊結式足場・単管足場○（脚立、簡易移動式足場）
防護シートによる養生※行う・行わない
材料、撤去材等の運搬 A種※B種・C種・D種・E種（表2.2.1）
既存部分の養生※ビニールシート等・合板・（（2.3.1）
固定家具の養生・行わない・行う（図示）
既存家具の養生※ビニールシート等・（（2.3.2）（表2.3.1）

仮設間仕切等の種別

種別下地仕上材（厚さmm）完了ん材厚さmm塗装
・A種・軽重量鉄骨・合板（・9.0・12.0）※無し
・B種・木下地・石こうボード（※9.5・）※片面
・C種・単管下地・防護シート※無し
仮設扉※木製扉※合板張り程度※無し
※鋼製扉・（）程度※片面

② 養生

③. 仮設間仕切

備考

承認要

④ 監督員事務所

⑤ 工事用水

工事用電力

⑦ 総合仮設計画書

⑧ 危険防止

9. 構台

⑩ 工事表示板等

⑪ 工事車両の出入口

① 改修方法の種類及び工程

2. アスファルト防水

防水工法の種類

防水改修工法種別新規防水層の種類施工箇所
・P1B工法・B-1※B-2
・P1B1工法・T1B1工法・B1-1※B1-2
・P2A1工法・A1-1※A1-2
・P2A2工法・A-1※A-2
・M4C工法・C-1※C-2
・M3D工法・D-1※D-2
・P0D1工法・M3D1工法・D1-1※D1-2
・M4D1工法
・P1E工法・P2E工法・E-1※E-2
（保護層は図示による）

アスファルトの種類※3種（3.2.2）（3.3.2）
M3D、P0D、P0D1、M3D1、及びM4D1工法の脱気装置※設ける・設けない（3.3.3）
断熱工法の断熱材※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A（スキン層付き）厚さ（mm）※25
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b（スキンあり）厚さ（mm）・立上り部の保護材（3.3.2）
・乾式保護材※押出成型セメント板（厚さ15mm）
・れんが※JIS R 1250によるもの
・市販品のれんが又は市販品のれんがコングリートブロック（見え隠れ部分）
・コンクリート（表3.4.2.3）（表3.1.1）（表3.4.1～3）
防水工法の種類新規防水層の種類厚さ（mm）施工箇所
・M4AS工法・AS-1・AS-2・AS-3
・M3AS工法・AS-4・AS-5・AS-6
・POAS工法
・M3AS1工法・AS1-1・AS1-2
・M4AS1工法
・POAS1工法
M3AS1、M4AS1及びPOAS1工法の防護層・設ける・設けない（表3.4.3）
M3AS、POAS、M3AS1、M4AS1及びPOAS1の脱気装置※設けない・設ける（3.4.3）
（3.5.2.3）（表3.1.1）（表3.5.1）
防水改修工法の種別新規防水層の種類施工箇所仕上り塗料塗り使用分類
・POS工法・S-F1○S-F2
○S4S工法・S-M1○S-M2・S-M3
・POS1工法・S1-F1・S1-F2
・S4S1工法・S1-M1・S1-M2・S1-M3
・S3S工法
・S3S1工法・S1-F1・S1-F2
・M4S1工法・S-M1・S-M2
・M4S2工法・S-M1・S-M2
・M4S1工法・S1-M1・S1-M2・S1-M3
仕上り塗料の使用量脱気装置・設ける・設けない（3.5.3）
目地処理※PCコンクリートの場合・ALCパネル下地で種別S-C1の場合（3.5.4）
（3.6.3）（表3.6.1）
施工箇所改修工法種別新規防水層種別仕上り塗料塗り
・POX※X-1※カラー・シルバー
・L4X○X-2・X-1※カラー○シルバー
脱気装置○図面図示による○種類（SUS製）・設置数量（内訳書参照）
⑤ 塗膜防水
⑥ シーリング
シーリング改修工法の種類○シーリング再充填工法（3.1.4）（表3.1.2）
・拡幅シーリング再充填工法・ブリッジ工法
シーリング材の種類「改修仕様」表3.7.1による。（表3.7.1）
接着性試験※簡易接着性試験（3.7.8）
・引張接着性試験（部位）

5. 工事名称

延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事

図面名称

改修工事特記仕様書（1）

都市整備部
建築政策課

尺度

図面番号

日付

A-01

行橋市役所

福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111

[illegible]

[illegible]

⑦
塗装
改修
工事

③ 下地調整

④ 錆止め塗料塗り

5. 合成樹脂調合
ペイント塗り
(SOP)

6. クリヤッカー塗り
(CL)

7. フタル酸樹脂
エナメル塗り
(FE)

8. アクリル樹脂系
非水分散形塗料塗り
(NAD)

⑨ 耐候性塗料塗り
(DP)

10. つや有合成樹脂
エマルジョン
ペイント塗り
(EP-G)

11. 合成樹脂
(EP)

12. 合成樹脂
エマルジョン
模様塗料塗り
(EP-T)

13. ウレタン樹脂
ワニス塗り
(UC)

14. ラッカーエナメル
塗り(LE)

15. オイルステイン
塗り(OS)

16. 木材保護塗装塗り

17. 屋内水系塗料塗り

(表7.2.1)～(表7.2.7)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.4.1)～(表7.4.3)

(表7.5.1)

(表7.6.1)～(表7.6.2)

(表7.7.1)

(表7.8.1)

(表7.9.1)～(表7.9.4)

(表7.10.1)

(表7.11.1)

(表7.12.1)

(表7.13.1)

(表7.14.1)

(表7.15.1)

1. 鉄筋の種類

2. 鉄筋の継手

3. 溶接金網

4. 帯筋

5. 壁の配筋

6. 圧接完了後の試験

7. 特殊な鉄筋継ぎ手

8. 割製補強筋

9. コンクリートの強度

10. コンクリートの種類

11. スランブ

12. 普通コンクリートの調合

13. セメントの種類

14. 打放し仕上げの種類

15. モルタル及びグラウト材

16. 鉄骨製作工場

17. 鋼材の種類

18. 高力ボルト

19. 溶接部の検査

20. スタッド溶接後の試験

21. 耐火被覆の種類及び性能

22. スリット

23. あと施工アンカー

材質 ※JIS G 3112 ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの

(8.2.1)

(8.3.4)

(8.2.2)

(8.3.7)

(8.3.8)

(8.4.2)(8.4.3)

(8.21.6)(8.22.7)

(8.1.3)

(8.1.3)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.2.5)

(表8.1.3)(8.2.7)

(8.2.11)

(8.1.5)

(8.2.8)

(8.2.9)

(8.15.11)

(8.16.5)

(8.25.2)

(8.2.4)

(8.12.2)

(8.12.5)

工 事 内 容

機器の基礎

開口部

点検口

ガラリ

排気フード

換気扇の取付け及びアルミパネル

換気扇

流し台

防油堤

床下水槽のマンホール蓋

屋外配水管

雨水竖樋

身障者用便所手すり

はみ込み形洗面器用カウンター(前板共)

ガスボンベ転倒防止用の鎖

電気配管配線

パッケージエアコンの配線

ガス漏れ探知機

電気錠

エレベーター出入口三方枠(金属製)

シャワーユニット(バスユニット)

ガス給湯器リモコン用ケーブル

ガス給湯器電線管及びボックス

置工事

黒板工事

補装工事

備考

承認覧

工事名称

図面名称

行橋市役所

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

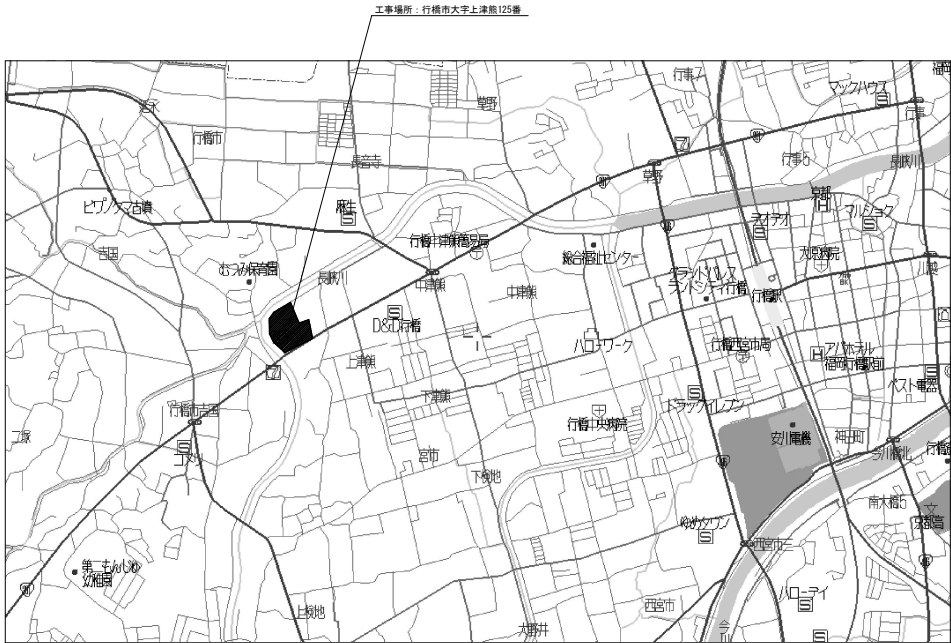
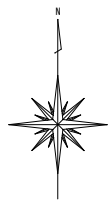
都市整備部

建築政策課

改修工事特記仕様書(4)

図面番号

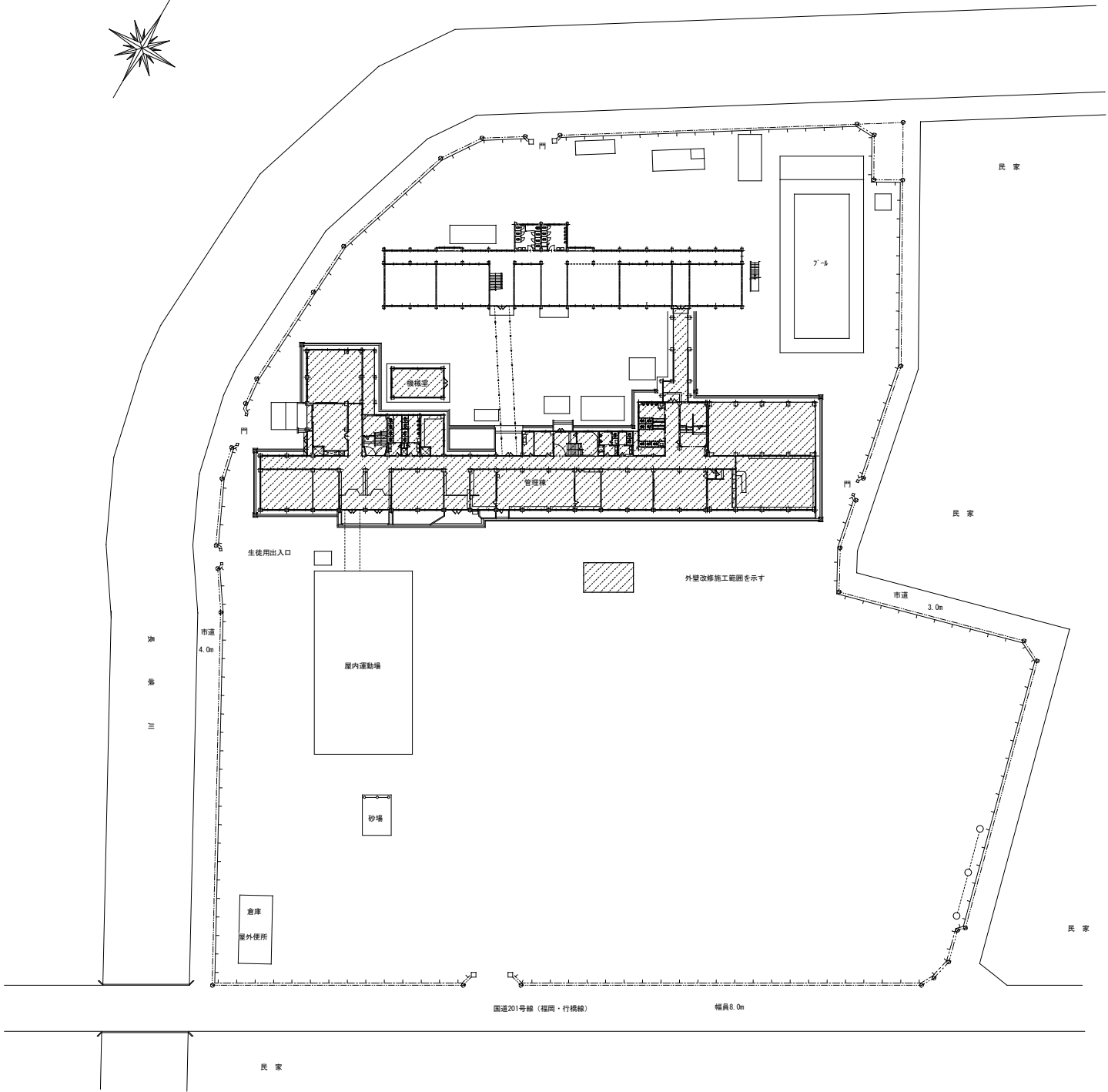
A-04



付近見取図

共通事項

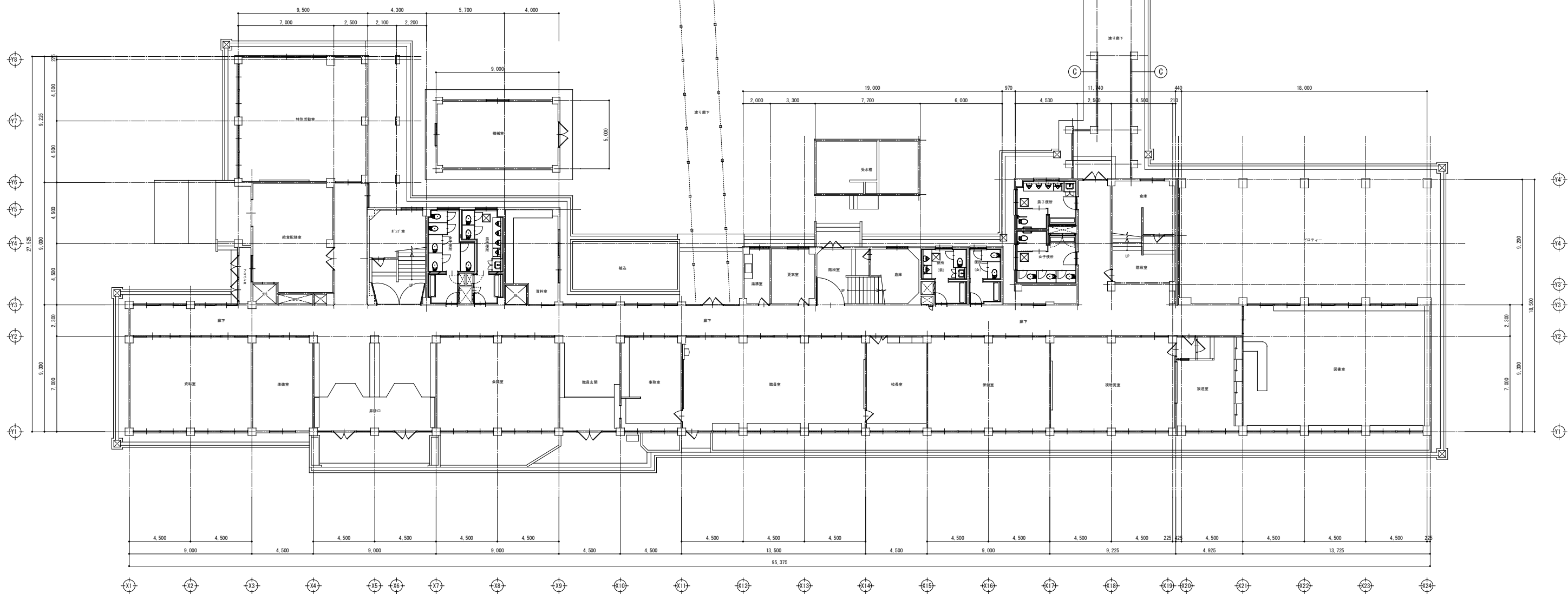
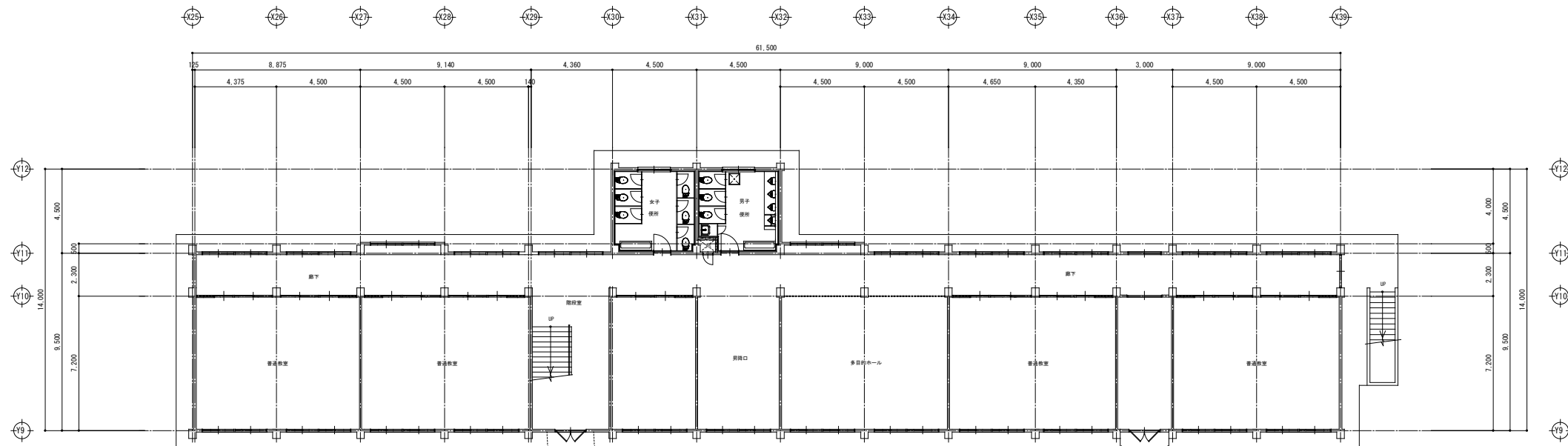
- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に努めること。
- ※ 授業中は音の出る作業を極力控える等、学校運営に支障がないように配慮すること。
- ※ 仮設物・仮囲い等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定すること。
- ※ 玄関・昇降口・渡り廊下等、生徒及び学校関係者・来校者の通行がある場所については、足場外部に落下防止養生を行うこと。
- ※ 敷地内の車両の通行に際しては、最徐行とし歩行者の安全に努めること。
- ※ 敷地内に工事車両が通行する際は、適時誘導員を配置し安全に努めること。
- ※ 足場の進入口は鍵付とし、工事関係者以外の立ち入り防止措置を行うこと。
- ※ 工事完了後は、仮囲い内の整地を行うこと。



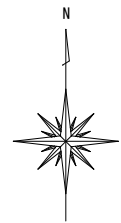
配置図

特 記				作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市建設部 建設政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事 配置図	縮 尺 A1版：1/150 A3版：1/300	図面番号 A05
-----	--	--	--	-----	-----	-----	---	--	-------------------------------	-------------

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付け吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	モルタル刷毛引の上、アクリルシロ付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水モルタル金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水モルタル金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	モルタル刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	堅樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	堅樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	

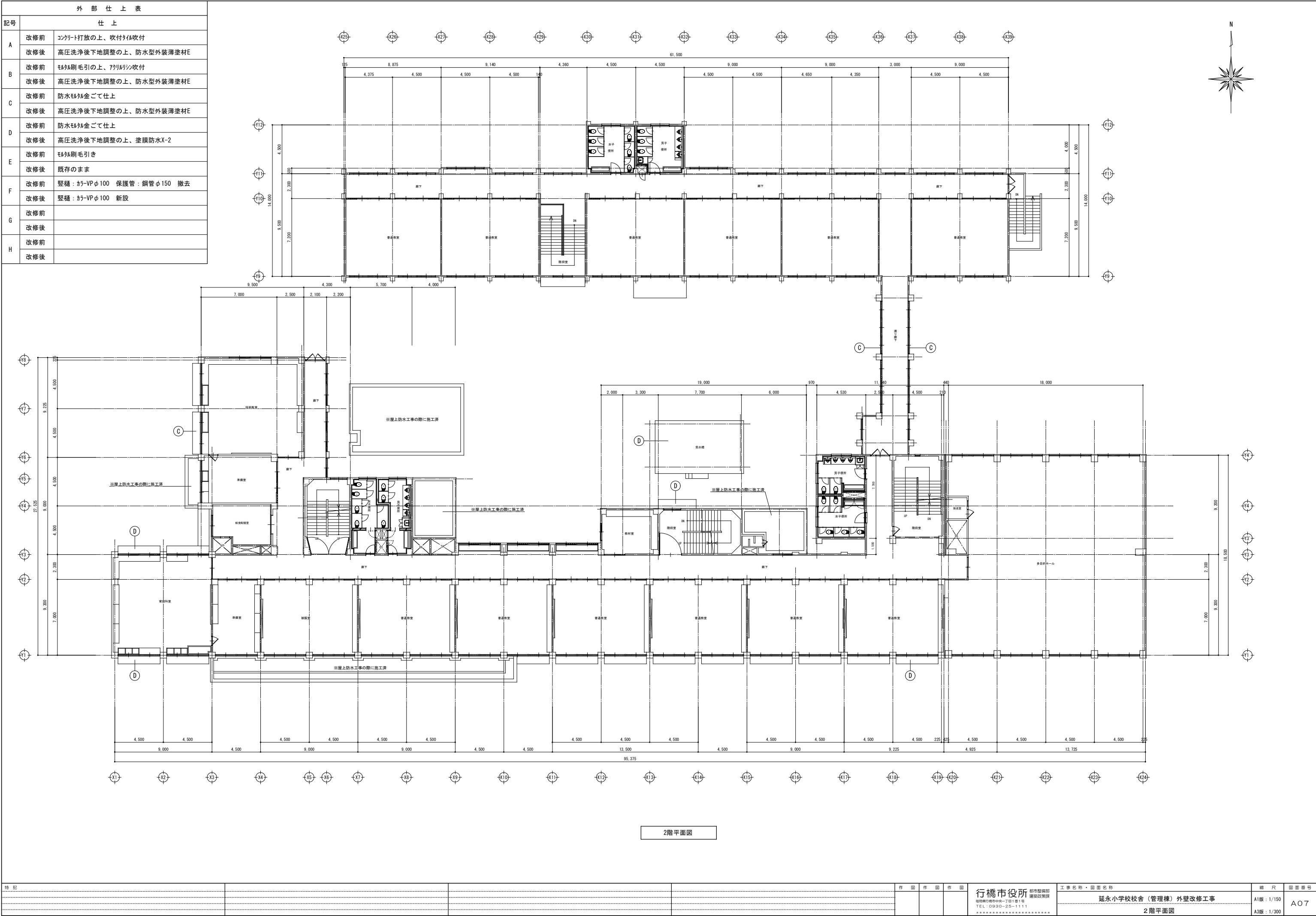


1階平面図

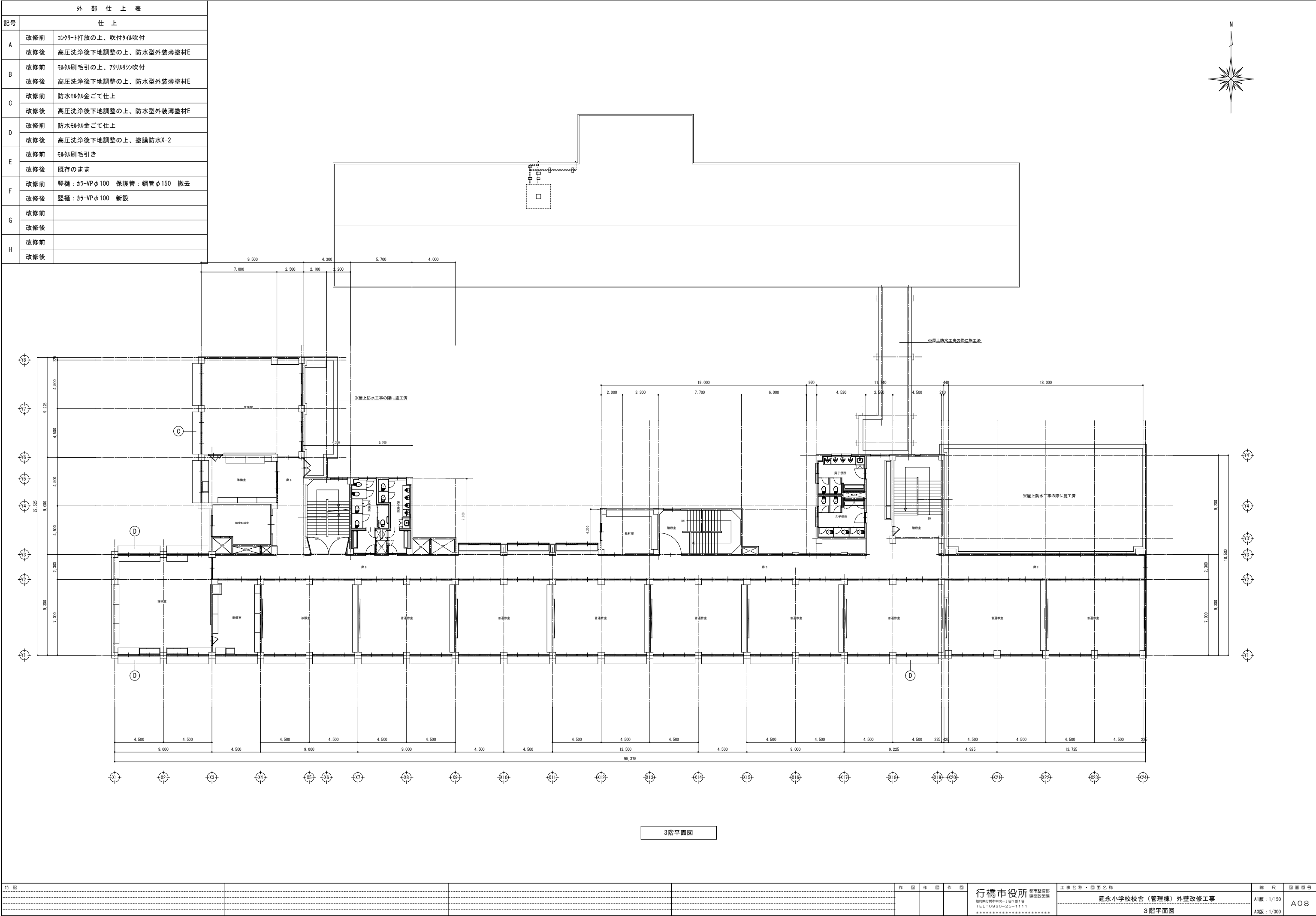


特 記					作 図	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事 1 階平面図	縮 尺 A1版：1/150 A3版：1/300	図面番号 A06
-----	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	---	---	-------------------------------	-------------

外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪砂吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪砂刷毛引の上、珪砂吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪砂金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪砂金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪砂刷毛引き
	改修後	既存のまま
F	改修前	縦樋：カーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カーVPφ100 新設
G	改修前	
	改修後	
H	改修前	
	改修後	

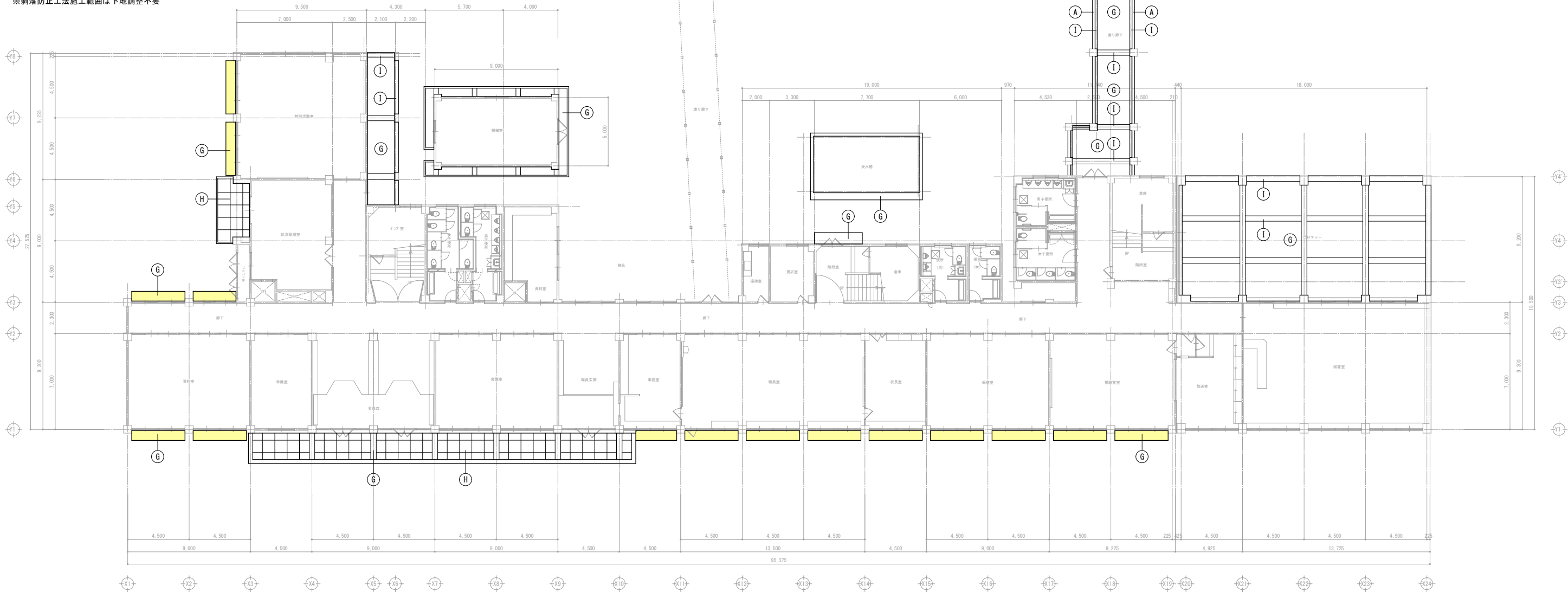


特 記					作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 施設課 〒764-0001 行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111	工事名称・図面名称 延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事 2階平面図	縮 尺 A1版：1/150 A3版：1/300	図面番号 A07
-----	--	--	--	--	-----	-----	-----	--	--	-------------------------------	-------------

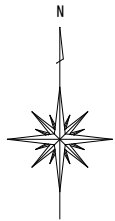


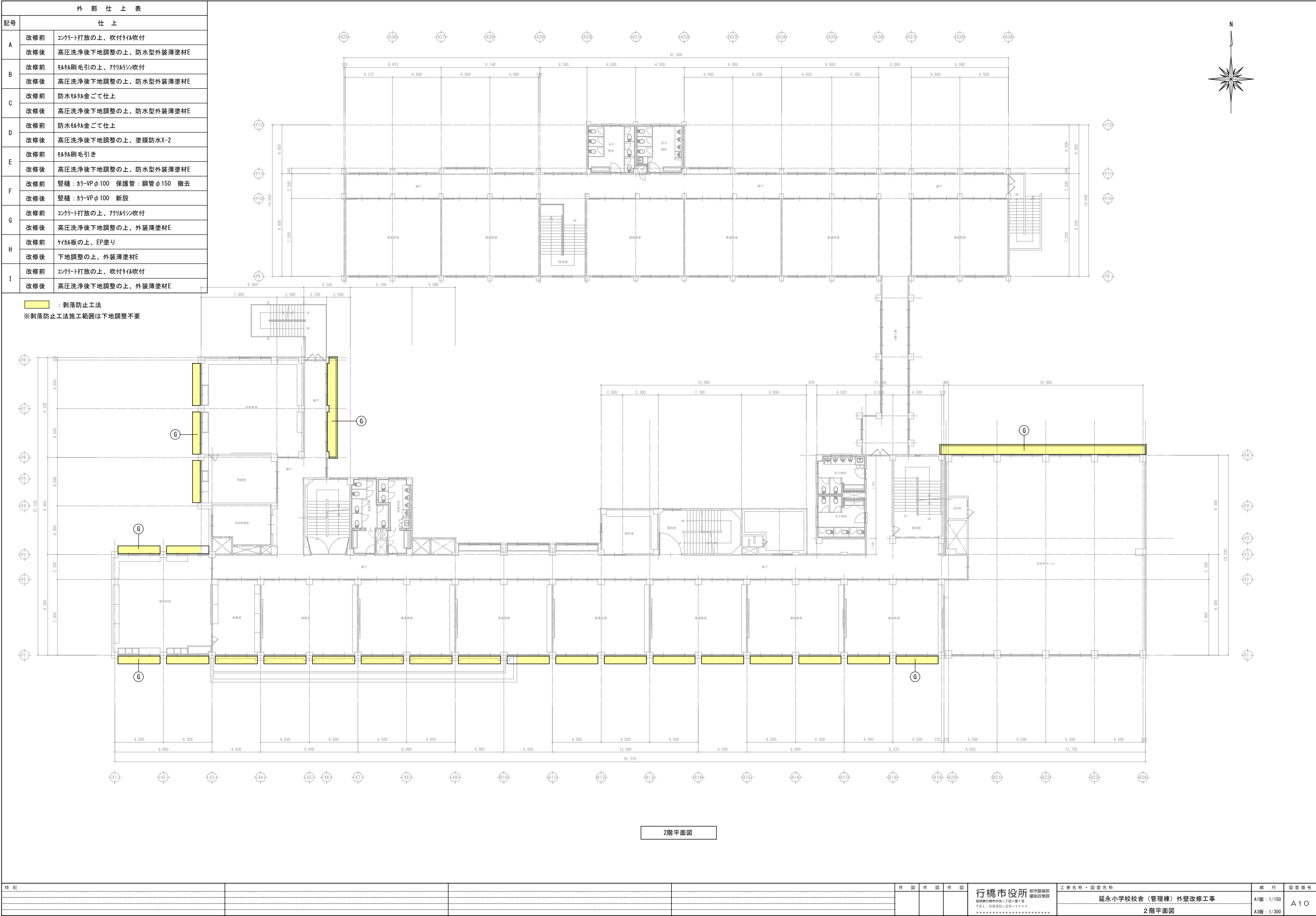
外 部 仕 上 表		
記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	珪藻土刷毛引の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
C	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
D	改修前	防水珪藻土金ごて仕上
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2
E	改修前	珪藻土刷毛引き
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
F	改修前	縦樋：カラーVPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	縦樋：カラーVPφ100 新設
G	改修前	コンクリート打放の上、珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E
H	改修前	珪藻土板の上、EP塗り
	改修後	下地調整の上、外装薄塗材E
I	改修前	コンクリート打放の上、吹付珪藻土吹付
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、外装薄塗材E

：剥落防止工法
※剥落防止工法施工範囲は下地調整不要



1階平面図



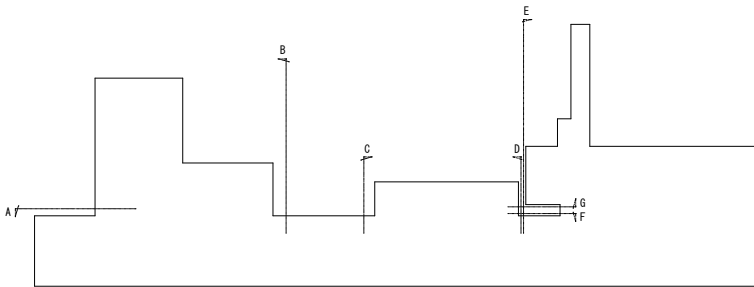


特記					作図	作図	作図	行橋市役所 都市整備部 建設政策課 福岡県白旗町中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事 2階平面図	縮尺 A1版：1/150 A3版：1/300	図面番号 A10

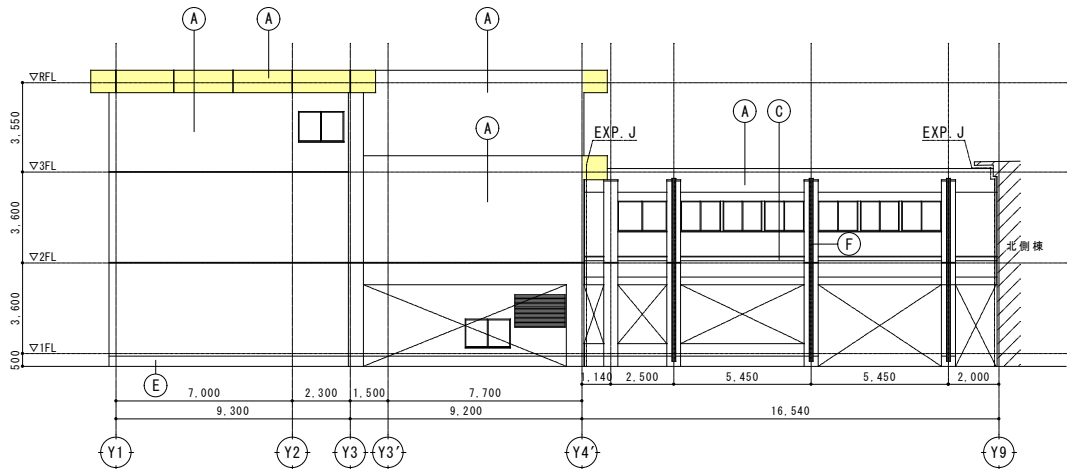
外 部 仕 上 表					
記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付け吹付	E	改修前	モルタル刷毛引き
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	モルタル刷毛引の上、フクリン吹付	F	改修前	縦樋：ｶﾞｰｰPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	縦樋：ｶﾞｰｰPφ100 新設
C	改修前	防水モルタル金ごて仕上	G	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	
D	改修前	防水モルタル金ごて仕上	H	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2		改修後	

※剥落防止工法施工範囲は下地調整不要

記号	施工位置	施工方法
	軒見付および軒裏	剥落防止工法
	建具廻りシーリング	シーリング 撤去新設（MS-2）
	ｸﾗｯｸ誘発目地	シーリング 新設（PU-2）※一部既存ｼｰﾙ撤去
	鉄部（建具、管等）	下地調整の上DP塗り



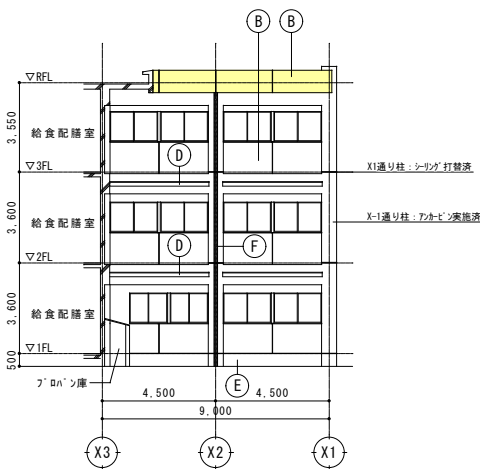
南側立面図 S=1/150



東側立面図 S=1/150



西側立面図 S=1/150

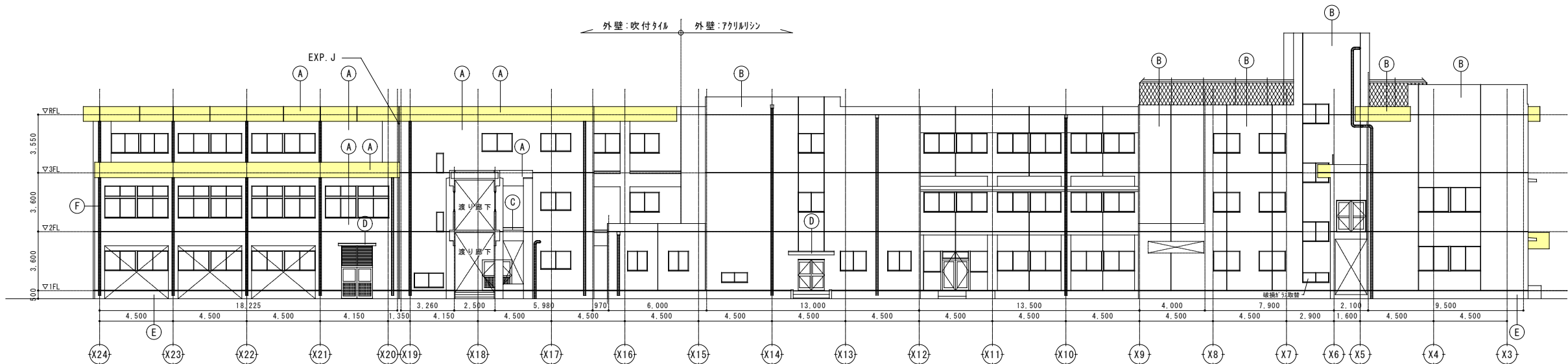
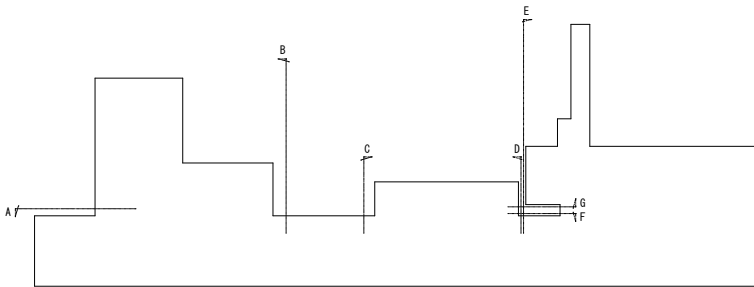


① 立面図 S=1/150

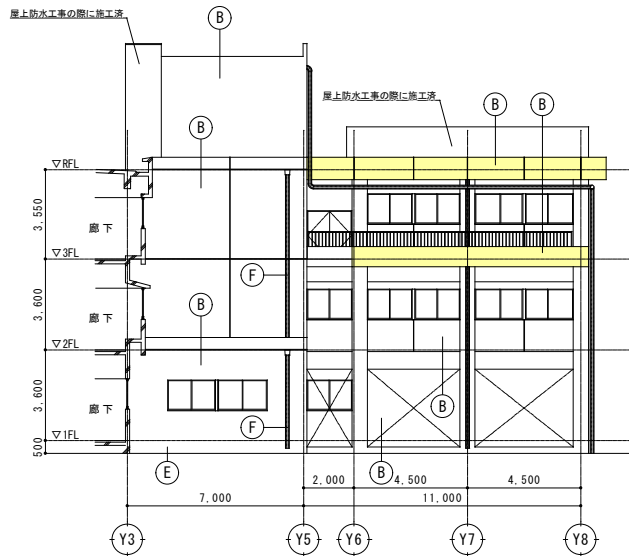
外 部 仕 上 表					
記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	コンクリート打放の上、吹付け吹付	E	改修前	モルタル刷毛引き
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	モルタル刷毛引の上、アクリリシ吹付	F	改修前	縦樋：ｶﾞｰｰPφ100 保護管：鋼管φ150 撤去
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	縦樋：ｶﾞｰｰPφ100 新設
C	改修前	防水モルタル金ごて仕上	G	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	
D	改修前	防水モルタル金ごて仕上	H	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2		改修後	

※剥落防止工法施工範囲は下地調整不要

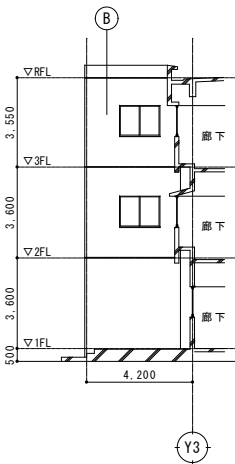
記号	施工位置	施工方法
	軒見付および軒裏	剥落防止工法
	建具廻りシーリング	シーリング 撤去新設（MS-2）
	クラック誘発目地	シーリング 新設（PU-2）※一部既存シーリング撤去
	鉄部（建具、管等）	下地調整の上DP塗り



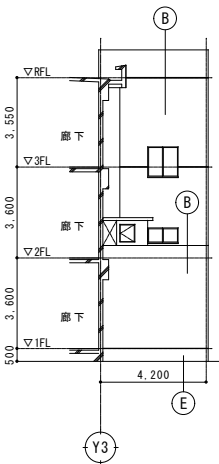
北側立面図 S=1/150



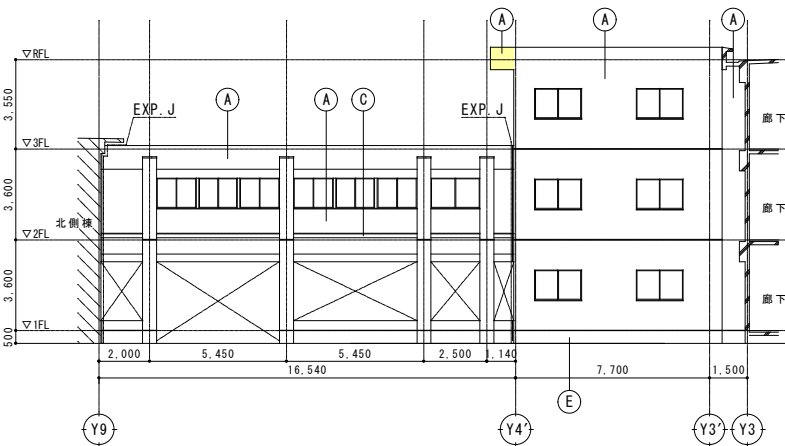
B 立面図 S=1/150



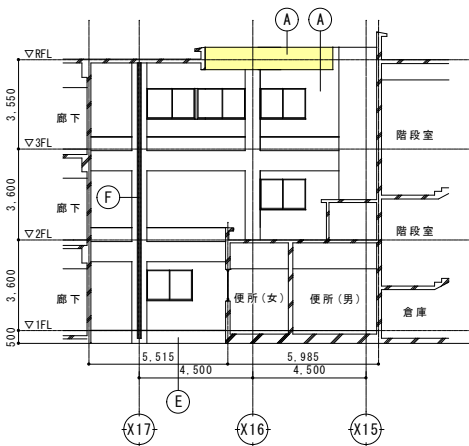
C 立面図 S=1/150



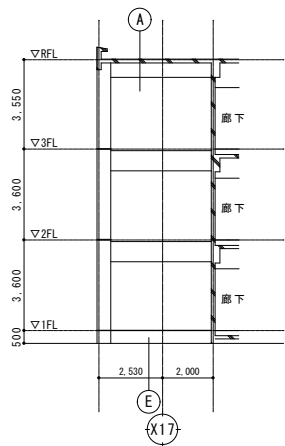
D 立面図 S=1/150



E 立面図 S=1/150



F 立面図 S=1/150



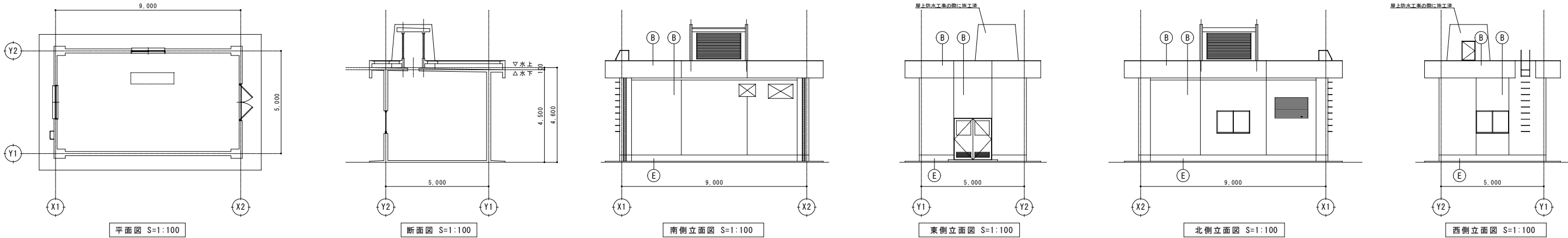
G 立面図 S=1/150

外 部 仕 上 表					
記号	仕 上		記号	仕 上	
A	改修前	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放の上、吹付けﾀｲﾙ吹付	E	改修前	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E
B	改修前	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引の上、ﾌｸﾘﾝｼﾞﾝ吹付	F	改修前	縦樋：ｶﾞｰﾌﾞφ100 保護管：銅管φ150 撤去
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	縦樋：ｶﾞｰﾌﾞφ100 新設
C	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙ金ごて仕上	G	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水型外装薄塗材E		改修後	
D	改修前	防水ﾓﾙﾀﾙ金ごて仕上	H	改修前	
	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水X-2		改修後	

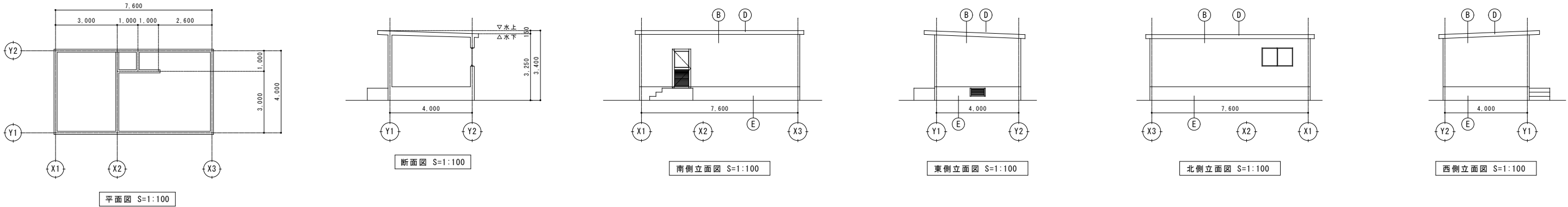
※剥落防止工法施工範囲は下地調整不要

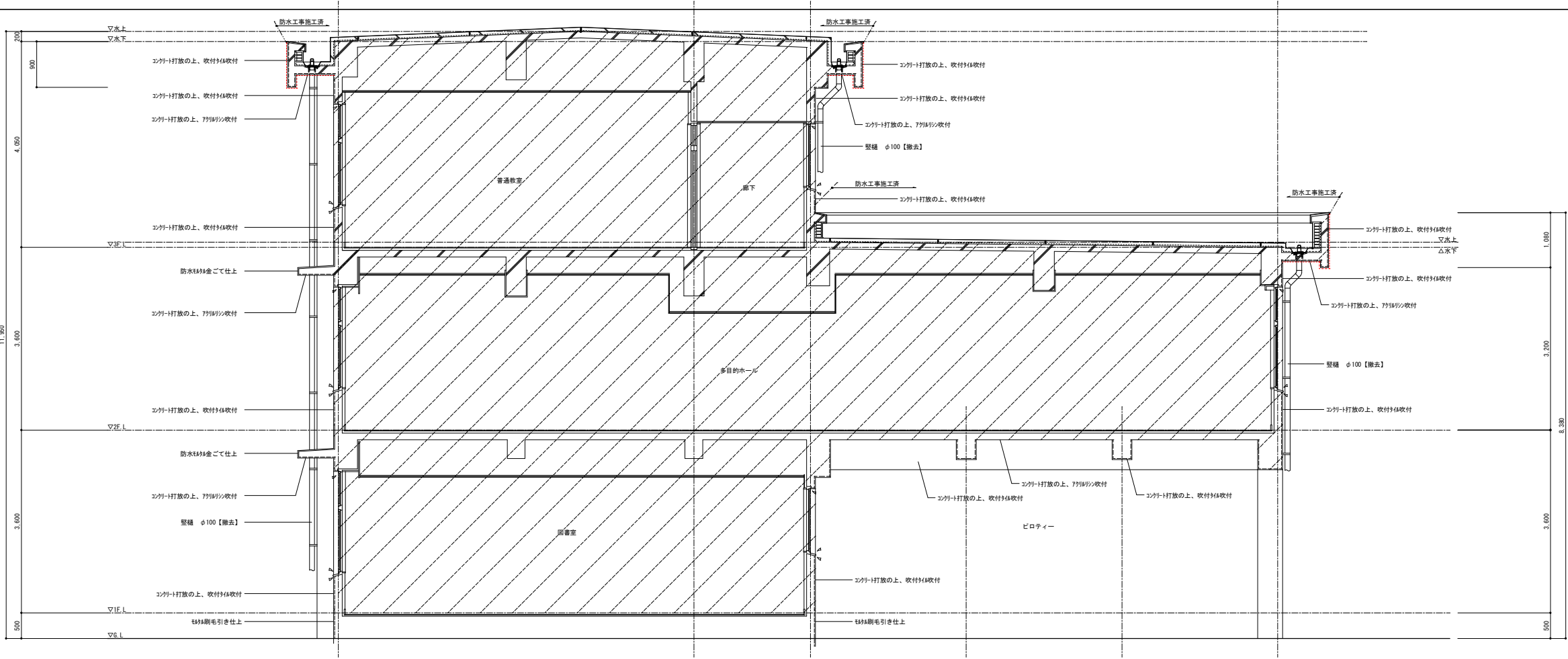
記号	施工位置	施工方法
	軒見付および軒裏	剥落防止工法
	建具廻りシーリング	シーリング 撤去新設（MS-2）
	クラック誘発目地	シーリング 新設（PU-2）※一部既存ｼｰﾙ撤去
	鉄部（建具、管等）	下地調整の上DP塗り

機械室 S=1/100

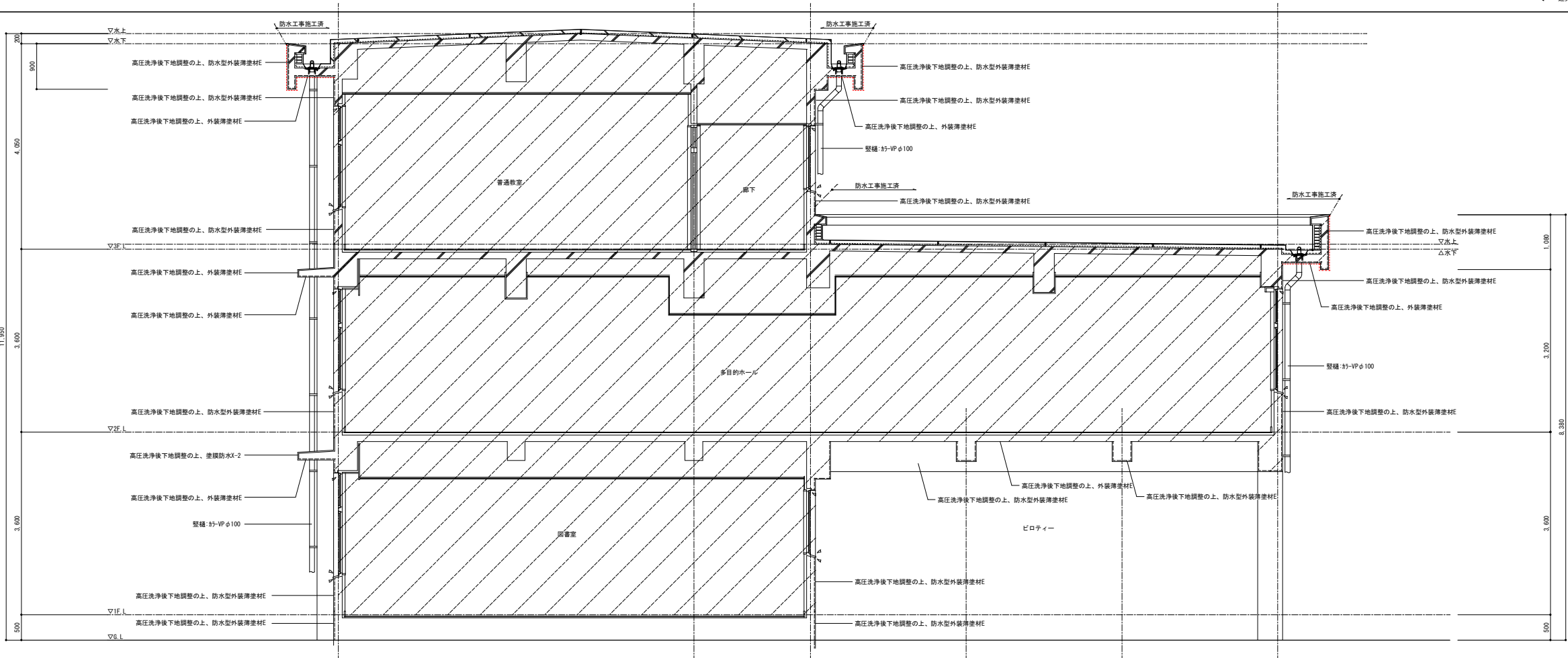


受水槽 S=1/100





..... 剥落防止工法実施
▼ 建具廻りシーリング【撤去】



..... 剥落防止工法実施
▼ 建具廻りシーリング【R5-2】

特 記					作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建設政策課 延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事 延島銀行ビル中央二丁目1番1号 TEL：0830-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
									延永小学校校舎（管理棟）外壁改修工事	A1版：1/50	A15
									矩計図	A3版：1/100	